

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公表番号】特表2015-510826(P2015-510826A)

【公表日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2015-501807(P2015-501807)

【国際特許分類】

A 61 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 61 F 2/38

【誤訳訂正書】

【提出日】平成31年4月1日(2019.4.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の骨に当接するように構成されたトレイと、

前記トレイの底面から延在するステムとを備える脛骨インプラントであって、

前記ステムが近位部分と遠位部分とを有し、

前記近位部分における前記ステムの第1の断面が、第1の形状を有すると共に前記トレイに対する相対的な第1の位置に位置する第1の中心を有し、

前記遠位部分における前記ステムの第2の断面が、第2の形状を有すると共に前記トレイに対する相対的な第2の位置に位置する第2の中心を有し、

前記ステムの上部は近位レベルから遠位レベルに向けてテーパし、

前記ステムが尖端を有し、前記ステムのサイズ及び形状が前記トレイの前記底面から前記ステムの前記尖端まで変化し、

前記近位部分の前記第1の断面及び/又は前記遠位部分の前記第2の断面は、前記患者の骨の内表面に係合して前記骨に対する前記ステムの回転に抵抗するように構成された3つの丸い角部を含む脛骨インプラント。

【請求項2】

前記第1の断面および前記第2の断面のうちの少なくとも一方が、前記患者の骨に係合するように構成された角部を含む、請求項1に記載の脛骨インプラント。

【請求項3】

前記角部が、前記患者の皮質骨の内表面と接触するように構成される、請求項2に記載の脛骨インプラント。

【請求項4】

前記第1の断面は、前記ステムの長手軸に対して第1の角度で延びる第1の角部を含み、

前記第2の断面は、前記ステムの長手軸に対して第2の角度で延びる第2の角部を含む、請求項2に記載の脛骨インプラント。

【請求項5】

前記第1の角度および前記第2の角度のそれぞれは、前記第1の断面および前記第2の断面のそれぞれの解剖学的な標認点に対応する、請求項4に記載の脛骨インプラント。

【請求項6】

前記第2の断面の中心は前記第1の断面の中心よりも前方に位置する、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項7】

前記第2の断面の中心は前記第1の断面の中心よりも内側に位置する、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項8】

前記第2の断面の中心は前記第1の断面の中心よりも後方に位置する、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項9】

前記第2の断面の面積は前記第1の断面の面積よりも小さい、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項10】

前記第1の断面および前記第2の断面のうちの少なくとも一方は、約1.0～約2.0の縦横比を有する、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項11】

前記第2の断面の長軸は前記第1の断面の長軸に対して回転されている、請求項10に記載の脛骨インプラント。

【請求項12】

前記第2の断面は前記第1の断面に対して70°未満だけ回転されている、請求項11に記載の脛骨インプラント。

【請求項13】

前記ステムから外向きに延在するフィンをさらに含む、請求項1から5のいずれか一項に記載の脛骨インプラント。

【請求項14】

前記トレイの下面から延在するフィンをさらに含む、請求項13に記載の脛骨インプラント。

【請求項15】

前記フィンの下部周縁が、前記患者の骨に切り込むように構成されるタッピング機構を含む、請求項13に記載の脛骨インプラント。

【請求項16】

前記フィンから延在する複数の係合部分をさらに含む、請求項13に記載の脛骨インプラント。

【請求項17】

前記フィンは前記ステムの長手軸に対して第1の角度で前記ステムから延在し、前記複数の係合部分のそれぞれは、前記第1の角度に垂直な第2の角度で前記フィンから延在する、請求項16に記載の脛骨インプラント。

【請求項18】

前記複数の係合部分は、環状突起、三角形突起、正方形突起および鋸歯形突起のうちの少なくとも1つを含む、請求項17に記載のインプラント。

【請求項19】

前記フィンの外側部分は前記患者の骨に係合するように形作られている、請求項13に記載の脛骨インプラント。

【請求項20】

前記フィンの前記外側部分はクローバーの葉形状またはフック形状のうちの1つを含む、請求項19に記載の脛骨インプラント。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 0 1 7 】

標準的な脛骨は、骨の近位端から遠位方向に延びるにつれて変化する解剖学的構造を呈する。特に、スポンジ状の海綿骨で形成された髄腔内部のサイズ、中心および形状は、脛骨を通して変化する。骨との密接な接触を維持するために、解剖学的ステム 104 はベースプレートの底面 105 からステムの突端 (tip) 112 まで変化して、変化する解剖学的構造に適合する。例えば、ステム 104 の上部 108 は、近位レベル 115 から遠位レベル 117 に向けてテーパし、上部の外側 107 は、上部の内側 109 がテーパする角度 2 よりも大きい角度 1 でテーパする。このテーパは、変化する髄腔中心位置とステム 104 との位置合わせを維持するために、ステムに沿ってステム 104 の中心を長手方向にずらしていく。特に、近位レベル 115 にて中心は中心点 111 であり、遠位レベル 117 では中心は中心点 113 であるが、中心点 113 は中心点 111 から内側にずれている。ステム 104 はまた、脛骨の前方部分の解剖学的構造に適合して、脛骨の硬質な外側皮質骨との密接な接触を維持するために、ステムの長手方向軸に対してステム 104 の上部 108 から下部 110 へ横にずれる、丸い角部 106 を有する。図 1 におけるステム 104 は、内側の角度 2 よりも鋭いテーパ角 1 を有する外側を示す一方で、ステムのテーパ角は変化する患者の脛骨解剖学的構造に適合するように変化してよい。その他の実施態様では、ステム 104 は内側と外側の両方でほぼ同じ角度でテーパしてよい。その結果、中心点 111 および 113 は同じ場所に位置して互いにずれていなくてもよく、または前方方向もしくは後方方向にのみずれていてよい。あるいは、ステム 104 は、外側の角度 1 よりも鋭い角度 2 で内側がテーパしてもよい。その結果、ステムの中心は、ステムの遠位下方へ進むにつれ横方向にずれることになる。